

◎新潟県告示第129号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（糸魚川地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（街区多角点測量）
- 2 作業期間 平成29年2月10日から平成29年3月15日まで
- 3 作業地域 糸魚川地区